

### 議事要旨(3)セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、セグメント情報等の開示に関する会計基準及び同適用指針については、3月14日開催の企業会計基準委員会において最終案の公表議決を予定している旨の説明がなされた。続いて、高津研究員より、専門委員会における検討状況について説明がなされた（主な検討のポイントについては、審議事項(3)「セグメント情報開示専門委員会における検討状況について」のとおり）。説明の後、次のような質疑応答があった。なお、主な検討のポイントで掲げた事務局案について修正すべきという意見はなかった。

#### （利益（又は損失）、資産及び負債等の額の開示）

- ・ 現在の文案では、セグメントの利益（又は損失）の額の算定に含まれている特定の項目について金額の開示を求めている。しかしながら、当該項目の中には、税金費用等のように、必ずしも情報に有用性があるとはいえない項目もあるのではないか。したがって、実務的な負担やマネジメント・アプローチの観点からも、この特定の項目の金額の開示については、各項目の金額が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、使用されている場合にのみ開示を要求するという取扱いを検討すべきではないか。

事務局からは、ここでの開示項目は、国際的な会計基準の取扱いも踏まえて検討してきたものであり、財務諸表利用者に有用な情報を提供するという面から、該当する項目については企業に対して開示を求めることが適切と考えている旨が説明された。

#### （開示例）

- ・ セグメント利益の合計額について、損益計算書のいずれの科目との間での差異調整を開示しているかという情報については、財務諸表利用者に対してより分かりやすく開示されるように工夫すべきではないか。

これらの意見を踏まえ、引き続き会計基準及び適用指針の文案を検討することとされた。

以 上